オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会 第3回 資料1

本指針上の「初診」の定義等

本指針上の「初診」の定義(1)

背景•問題意識

第2回検討会において、初診対面診療の原則の例外の検討の議題等において、本指針上における「初診」の定義について議論があったため、医師法・医療法等には「初診」という用語・概念はないものの、改めて本指針上の「初診」の定義について、整理するもの。

○オンライン診療の初診に関する基本的考え方

本指針については、医師法等との関係を整理したものであるため、本指針における「初診」の考え方も、医師法における「診察」などと整合性を図る必要がある。

医師法第20条にいう「診察」とは、<u>問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、</u> 現代医学から見て、疾病に対して一応の判断を下し得る程度のものをいう(※)、とされている。

いわゆる初診においては、通常、症状・疾患に対する治療・処方のため、診察を通して診断等を行うことが想定されることを踏まえると、<u>本指針における「初診」についても、診察の中で</u> <u>も新たな症状等(ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。)に対する診</u>察を行うことをいう、と解釈される。

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限 定的であるため、「初診」は対面診療が原則であるもの。

※「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)抜粋

本指針上の「初診」の定義(2)

○具体的なケースごとの整理

初診の定義は、「初診対面診療の原則」(及びその例外)にも影響してくるため、様々なケースを想定して個別具体的に整理してはどうか。

<同一医療機関への継続的な受診のケース>

- 当該医療機関に初めて受診した場合は「初診」
- ・二度目以降であっても、新たな症状等(※1)・疾患について受診する場合は「初診」
 - ※1 ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。
- ・二度目以降に既に診断を受けた疾患について受診する場合は「初診」に該当しない(※2)
 - ※2 ただし、疾患が治癒ないし治療が途中で長期間中断した後、再度同一疾患で受診する場合は、「初診」に該当。

<他の医療機関で既に受診済みのケース>

- ・他の医療機関に受診し診断・処方を受けている場合であっても、当該医療機関への受診が初めての場合は、「初診」
- ・二度目以降については、同一医療機関の場合と同様の整理。
- (注) いずれのケースにおいても、「初診」に該当するか否かは、医療機関の単位で、個々の医師がカルテ等の確認により判断することが想定される。

	同一医療機関	同一症状等で他の医療機関で受診済み
初診	初めての受診新たな症状等・疾患について受診	・当該医療機関に初めての受診・当該医療機関に新たな症状等・疾患について受診
初診以外	・同一疾患について二度目以降の受診※他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。	・同一疾患について当該医療機関に二度目以降の受診 ※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン 診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。

(参考)診療報酬における「初診料」「再診料」について

〇初診料

※ 医科診療報酬点数表に関する事項(通知)の抜粋

(算定の原則)

○ 特に初診料が算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について医学的に初診と言われる診療行為があった場合に、初診料を算定する。

(新たに発生した他の傷病の取扱い)

○ 現に診療継続中の患者につき、新たに発生した他の傷病で初診を行った場合には、当該新たに発生した傷病について初診料は算定できない。

(診療中止後、1月以上経過した場合の取扱い)

- (1) 患者が任意に診察を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。
- (2) (1)にかかわらず、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。

(転医後再来の場合の取扱い)

○ 診療継続中の患者が他の医療機関に転医し、数か月を経て再び以前の医療機関に診療を求めた場合においても、 治癒が推定されているときに限り、新たに初診料を算定することができる。

〇再診料

(算定の原則)

〇 再診料は、診療所又は一般病床の病床数が200床未満の病院において、再診の都度(同一日において2以上の再診があってもその都度)算定できる。

(初診料を算定できない初診の再診的取扱い)

O A傷病について診療継続中の患者が、B傷病に罹り、B傷病について初診があった場合、当該初診については、初診料は算定できないが、再診料を算定できる。

(注)診療報酬においては「初診料」「再診料」の算定上の取扱いを定めており、「初診」「再診」の定義は定めていない。

地方の過疎地域等における緊急時のオンライン診療

背景•問題意識

初診の定義と関連した問題として、地方の過疎地域等、医師が少ない地域において、医師の急病等で医療機関における診療継続が困難な場合に、オンライン診療のニーズがあると考えられるため、こうしたケースの扱いについて、検討・整理してはどうか。

○想定されるケース

- ・離島・へき地など、医師が少ない地域において、常勤の医師が1人だけであるなど、特定の 医師の急病等によりかかりつけの診療所等での診療が困難となる場合
- ・上記のような状況で、患者が高齢で車の運転が困難であるなど、他の遠方にある医療機関 への受診が難しい場合

○緊急時のオンライン診療を認める要件案

- ・主に二次医療圏内における医療機関間であらかじめ医療情報を共有し、他の医療機関で既 に受診済みの患者を、緊急時にオンライン診療することについて患者から包括的に同意を得 ている場合
 - (例) 離島・へき地など、医師が少ない地域において、特定の医師の急病等によりかかりつけの診療所等での診療が 困難となる場合に備えて、あらかじめ他の医療機関と情報連携し、必要な体制を構築している場合など
- ・近隣のかかりつけの医療機関に受診が困難な場合であるため、(他の医療機関への受診であり)「初診」には該当するものの、初診対面診療の原則の例外事由(「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合」)に該当する。オンライン診療後には、原則、直接の対面診療を行う必要があるが、本ケースでは近隣のかかりつけの医療機関での実施を想定。
 - ※ 急病急変の患者や新たな症状等がある場合に関しては、オンライン診療において診断を含む判断が困難であること 等に鑑み、オンライン受診勧奨の活用を含め、対面診療を促すべきである。